

平成 2 5 年 5 月 1 5 日
平成 2 5 年 5 月 1 5 日

平 成 2 5 年 第 3 回
南 部 町 議 会 臨 時 会

会 議 録

南部町告示第34号

平成25年第3回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年5月2日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成25年5月15日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町税条例の一部改正について)

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度南部町一般会計補正予算(第9号))

議案第43号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

細 田 元 教君

井 田 章 雄君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

青 砥 日出夫君

○応招しなかった議員

石 上 良 夫君

平成25年 第3回（臨時）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成25年 5 月15日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成25年 5 月15日 午前10時52分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第5 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度南部町一般会計補正予算（第9号）)
- 日程第7 議案第43号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第5 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度南部町一般会計補正予算（第9号）)
- 日程第7 議案第43号 平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
-

出席議員（13名）

1 番 白 川 立 真君	2 番 三 鴨 義 文君
3 番 米 澤 睦 雄君	4 番 板 井 隆君
5 番 植 田 均君	6 番 景 山 浩君
7 番 杉 谷 早 苗君	8 番 細 田 元 教君
10 番 井 田 章 雄君	11 番 秦 伊知郎君
12 番 亀 尾 共 三君	13 番 真 壁 容 子君
14 番 青 砥 日出夫君	

欠席議員（１名）

9 番 石 上 良 夫君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 唯 清 視君	書記 ----- 前 田 憲 昭君
	書記 ----- 小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂 本 昭 文君	副町長 ----- 陶 山 清 孝君
総務課長 ----- 加 藤 晃君	財政室長 ----- 三 輪 祐 子君
企画政策課長 ----- 矢 吹 隆君	税務課長 ----- 畠 稔 明君
教育次長 ----- 板 持 照 明君	総務・学校教育課長 ---- 福 田 範 史君
健康福祉課長 ----- 伊 藤 真君	建設課長 ----- 頼 田 泰 史君
産業課長 ----- 仲 田 憲 史君	企画戦略室長 ----- 大 塚 壮君

○議長（青砥日出夫君） これより会議を開きますが、紹介をしておきます。きょう、列席、初めての方の紹介をしておきますが、財政室長、三輪祐子君。

○財政室長（三輪 祐子君） 財政室長の三輪です。よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長の福田でございます。よろしくお願

いします。

○議長（青砥日出夫君） きょうは戦略室長の犬塚壮君にも来ていただいておりますので、よろしくをお願いします。

企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長の矢吹です。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） おはようございます。教育次長の板持です。よろしくお願いいたします。

午前１０時５２分開会

○議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は１３人です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、平成２５年第３回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、次の２人を指名いたします。

２番、三嶋義文君、３番、米澤睦雄君。

日程第２ 会期の決定

○議長（青砥日出夫君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、１日間と決定いたしました。

日程第３ 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第３、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第４ 議案第４０号

○議長（青砥日出夫君） 日程第４、議案第４０号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第４０号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）でございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長の方から御説明させていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長、畠でございます。それでは、南部町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

お手元でございます改正条例新旧対照表、こちらの方をごらんいただきたいと思います。

まず、はぐっていただきまして、１ページからになりますが、まずその前にこのたびの改正は、町民税に関しては主なものとして住宅ローン控除の延長・拡充と、延滞金の割合が引き下げられました。そして、東日本大震災の被災を受けられた方々の負担の軽減を図るために町民税の課税に係る譲渡所得の特例と、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の特例措置を講ずる改正でございます。

新旧対照表の１ページ、ごらんいただきますと、まず寄附金税額控除ということで第３４条の７第２項の改正でございます。こちらの方は寄附金の税額控除額の算出方法を規定しております。このたびの改正は、平成２５年度から復興特別所得税が課税されることにより、都道府県及び市町村への、いわゆるふるさと寄附金の税額控除の見直しを行ったものです。控除額の計算方法のうち特例控除の見直しが行われました。

続きまして、固定資産税の納税義務者について規定しております５４条第５項でございますが、このたびの改正は独立行政法人森林総合研究所法及び旧独立行政法人緑資源機構法と、旧農用地整備公団法に規定されていた事業が完了したために、特例措置や非課税措置が廃止されたため関係条文を削除いたしました。

次に、はぐっていただきまして、２ページの下の方になりますが、特別土地保有税の納税義務者等ということで、こちらの方も先ほどの固定資産税と同様に、独立行政法人森林総合研究所法及び旧独立行政法人緑資源機構法に規定された事業が完了したために、こちらの方も関係条文を

削除いたしました。

続きまして、3ページのこちらも後段になりますが、附則の第3条の2、延滞金の割合等の特例というところがございます。こちらの方は延滞金の割合を引き下げる改正でございます。納期限を過ぎた場合に年利14.6%で計算していたものが、大体9.3%程度まで下がってまいります。

それから、はぐっていただいての4ページの中ほど、追加された2項につきましても納期限後、1カ月以内の延滞金の割合を下げる内容となっております。

次に、附則の第4条でございますが、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、法人町民税の納期限を延長した場合の延滞金は、特例基準割合とすることとしました。

そして、5ページの中ほどより下になりますが、第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例ですが、公益法人等に対して財産を寄附した場合の非課税の承認が取り消された場合の町民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に特定一般法人を加えることとしました。

続きまして、はぐっていただきまして6ページ、寄附金税額控除における特例控除額の特例、附則の第7条の4でございます。失礼しました。その前に7条の3の2がございました。第7条の3の2は、個人町民税における住宅ローン控除の改正でございます。所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を個人町民税から控除することとなっておりますが、平成26年1月から平成29年12月までの入居者につきまして個人町民税から控除することが拡大され、適用年度も平成35年度から39年度までとなりました。

次に、附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例は、最初に御説明した条例34条の7の、いわゆるふるさと寄附金の税額控除を補完するため、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、復興特別所得税の軽減額も含めて寄附金額のうち2,000円を超える部分について全額控除できるよう、ふるさと寄附金に係る特例控除額を見直すこととなりました。

続きまして、17条の2の優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、附則の条文から租税特別措置法第37条の9の2が削除されたために条文を整理いたしました。

7ページの中ほどから附則の第22条の2について、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についてでございますが、東日本大震災を受けられた方々の負担の軽減を図るために、平成24年4月1日施行で宅地の譲渡所得の特例措置を講じました。この

たびの特例措置として、宅地所有者だけでなく相続人まで譲渡期限の延長の特例の範囲を拡大したものでございます。

はぐっていただきまして、ずっとはぐっていただいての10ページになります。附則第23条、こちらの方は附則22条の2と同様に、東日本大震災の被災を受けられた方々の町民税の負担軽減を図るために、住宅借入金等特別税額控除の適用期間について特例措置を講ずるようにしたものでございます。

議案書に返っていただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。議案書の7ページの方、附則といたしまして施行期日。第1条、この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定。平成26年1月1日でございます。

附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定。こちらの方が平成27年1月1日からでございます。

延滞金に関する経過措置ということで、第2条といたしまして、改正後の南部町税条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

そして、第3条でございます。町民税に関する経過措置ということで、新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

そして、2項で、新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

そして、3項といたしまして、新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

そして、第4条といたしまして、固定資産税に関する経過措置でございます。別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2項といたしまして、平成25年4月1日前に平成25年4月1日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合

における新条例附則第10条の2第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

というところで、附則を全部読み上げさせていただきました。御審議の方、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対して質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっとわからないところがあるんですよ。1つは、今回の地方税法の一部を改正する条例は3月の29日に国会で成立した地方税法の、いわゆる改正がもとになっているっていうふうに私どもの方の資料にもあるんですね。この中で、例えば個人住宅ローン控除の延長拡充、延滞金の引き下げ等が出ているということではなされているんですけども、今回の改正についての町税に対する影響額というのはどれぐらいかというのを試算しているか。私は、基本的には町税が強化にならないように住民の負担に応じた点ということでは、町税強化にならない方向は賛成なんですけれども、どれぐらいの影響額かということを知りたいということ。

それともう一つは、先月勉強する場所がなくてごめんなさい、ここで聞くんですけども、例えば今回、震災地域の分の条例の固定資産についても、これは全国的に市町村の条例で改正することですか。固定資産を……そうか、うちの町の住民も津波区域の土地を持つ可能性があるからということで、これを改正しないといけないということになっているんですか。そのことがちょっとよくわからない。例えば被災してきた方々が賃貸で借りるということはわかるんですけども、固定資産についても各町村の条例をかえないといけないのかなというのがちょっと疑問に思ったのがもう一つ。

それと、最後に読んでくださったここが、議案の7ページの耐震改修での影響がどの条項のどこに該当したのかというのがちょっとよくわからないので、ちょっと教えてくださいませんか。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○税務課長（畠 稔明君） まず、お尋ねの住宅ローン控除の影響についてでございますけど、ことし平成25年度住民税に関しまして、まず住宅ローン控除、これを適用している方といたしますか、控除の対象になった方というのが今年度は142人いらっしゃいます。控除額としましては、317万7,000円という数字になっております。これが、この税の改正でローンの控除の延長拡充ということで申し上げたとおり、平成25年の12月までは今の制度そのままなんですけど、今度26年1月から3月に居住された場合には5%を最高限度額として控除が受けられると。そして、今度26年4月から29年12月までに居住された場合には、今度は7%を最高限

度として所得税ですね、課税総所得金額の7%まで控除が受けられるという拡充延長ということになっております。

どの程度の影響があるかということになりますと、かなり恩恵は出てくるものと思っております、それは。ちょっとまだ、今後どの程度ことし住宅ローン組まれてという方の把握ができませんので、とりあえず25年度対象になっている方が先ほど申し上げた142人いらっしゃいますということでお許し願いたいと思います。

それから、延滞金の割合が引き下げられます。これが26年の1月1日からでございますけど、数字だけをちょっと申し上げますと、影響につきましてですが平成23年度延滞金、決算といたしまして10万円ほど決算額上がっております。（発言する者あり）10万。それから、24年度、これが8万8,000円ほどということで、延滞金が。今後、5月の31日まであともうわずかで、大体このあたりの数字ではないかなと思っております。ですから、延滞金の割合が下がってそんなに影響は、町の収入に対してはそんなに影響はないのではないかなというふうに考えております。

それから、あと東日本の震災の関係でございますけど、先ほど真壁議員がおっしゃいましたのは、固定資産税については、指定地域について固定資産税を2分の1に免除するんだというようなことがありますけど、実際に南部町に避難されていらっしゃる方はおられません。そのために、もしも避難された場合にはということで条例を改正しているという格好でございます、このたびは住民税の関係を改正をしております。

それから、あと耐震改修につきましては、ちょっと自分も勉強不足で申しわけございませんですが、附則の第22条の2の東日本のこれに関連したものかなというふうに解釈している程度で、ちょっとそれは自信がございません。（発言する者あり）耐震改修についてはちょっと、こうだというお答えをようしませんで、申しわけございません。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 以上3点答えていただきました。大体わかったんですが、次、もう一つ済みません、課長。この改正の新旧対照表のところの4ページの第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例の第4条の件での、これ固定資産税の分ですよね、延滞金。納期限の延長に係る延滞金の特例の第4条というのは、これずっと説明されたんで、これに南部町が該当するようなところってあるんですか。これって、要するに商売人のところで……これは南部町に適用するところありますか、ごめんなさい。

○議長（青砥日出夫君） 税務課長、畠稔明君。

○**税務課長（畠 稔明君）** こちらの４ページの第４条、納期限の延長に係る延滞金の特例でございますけど、こちら法人町民税に關しての記述でございまして、実際に法人町民税の延長があるかと言われますとほとんどございせん。ゼロに等しいと言っても過言ではございせん。

○**議長（青砥日出夫君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（青砥日出夫君）** 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（青砥日出夫君）** これで討論を終わります。

これより、議案第４０号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）を採決いたします。

議案第４０号は、原案のとおり承認することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（青砥日出夫君）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第５ 議案第４１号

○**議長（青砥日出夫君）** 日程第５、議案第４１号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正）についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○**副町長（陶山 清孝君）** 副町長、陶山でございます。議案第４１号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正）についてでございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、税務課長の方から説明をいたします。

○**議長（青砥日出夫君）** 税務課長、畠稔明君。

○**税務課長（畠 稔明君）** それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

新旧対照表の１２ページをごらんいただきたいと思います。このたびの改正につきましては、３月の予算決算常任委員会でも一部御説明した部分がありましたが、特定世帯につきまして新し

くまた世帯平等割を、期間を延長するというような措置が講じられております。それにつきましての改正でございます。

このたびの改正点は、主に特定世帯に対しての世帯平等割、半額の措置が5年間であったものに特定継続世帯という名称を追加し、その世帯に対してさらに減額割合を4分の1として3年間延長する改正でございます。最長で8年間、世帯平等割が減額されることになります。特定世帯とは、国保世帯の被保険者が後期高齢者医療の被保険者と国保の被保険者に分かれることとなった世帯でございます。

新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。第5条の2、こちらの方は医療給付費分について新の方を見ていただきますと3号を追加し、特定継続世帯の世帯平等割の減額後の額を1万1,475円とするものです。

次に7条の3、13ページの上の方になりますが、後期高齢者支援金分について同様に3号を追加し、世帯平等割の減額後の額を5,325円とするものです。

そして、その下の第23条になりますが、国民健康保険税からこちらの減ずる額について規定しております。1号は、7割軽減世帯についての規定でございます。片仮名のイは、医療給付費分について（ウ）を追加し、特定継続世帯の世帯平等割の減ずる額を2,678円とするものです。同様にエは、後期高齢者支援金分についてでございます。（ウ）を追加し、特定継続世帯の世帯平等割の減ずる額を1,243円とするものです。

はぐっていただきまして、14ページの2号、こちらの方は5割軽減世帯について規定しております。イの医療費給付費分については（ウ）を追加し、特定継続世帯の世帯平等割の減ずる額、こちらを1,913円とするものです。そして、エは後期高齢者支援金分について（ウ）を追加し、特定継続世帯の世帯平等割の減ずる額を888円とするものです。

そして、3号になりますが、2割軽減世帯について規定しております。イの医療給付費分について（ウ）を追加し、特定継続世帯の世帯平等割の減ずる額を765円とするものです。エは後期高齢者支援金分について（ウ）を追加し、特定継続世帯の世帯平等割の減ずる額を355円とするものでございます。

そして、下の方になりますが、附則の第19項の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についてでございますが、東日本大震災を受けられた方々の負担の軽減を図るために、平成24年4月1日施行で住宅の譲渡所得の特例措置を講じました。このたびの特例措置の主なものとして、宅地所有者だけでなく相続人まで譲渡期限の延長の特例の範囲を拡大したものでございます。

議案書に戻っていただきまして、議案書の方の12ページをお開きくださいませ。附則といたしまして施行期日。第1条、この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第19項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

2条の適用区分でございますが、次項に定めるものを除き、改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2項といたしまして、新条例附則第19項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） このたびの国民健康保険税条例の改正案は、特定継続世帯ということで減額措置を、これは国の法律で決められたものを町の条例にするものと思いますが、当然、国がこういう法律をつくったということになりますと、財源措置は当然あるものと思いますが、そのようなことにつきましては税務課には財政措置についての通知とか、総務課がいいんでしょうかね、その点お聞きいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。通知は来ておらないようではございますけれども、従来の例からいいますと国の方での御都合で法改正をなさった影響額については交付税なり、あるいは調整交付金なり、さまざまなスタイルを使って手当てをされておるという状況でございます。また手当てをされずにこういうことがなされますと、保険者である南部町は随分困るわけであります。手当てをきちんとしていただかなければいけないという要請をしているということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の国の法律改正は、やはり私も何回かこの議場で町長とお話をしてきました。国保の被保険者の実情が大変だということを国会も理解して一定の前進があったということを考えますが、さらに私は厳しい世の中の中で国保世帯の現状を。一番厳しいのは7割、5割、2割ですか、軽減措置される人たちはまだ一定程度恩恵といいますか、あると思うんですけども、まともに働いて払って……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、議案に対して質疑をお願いします。

○議員（5番 植田 均君） 払っているというような現状は非常に厳しいものがあると思って
おりますが、担当課長は国保の徴収に当たっておられて概括的に国保の現状、今の直近の現状に
ついてどのような御感想をお持ちか、よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 議案に対する質疑じゃないだけんな、ちょっと難しいところだね、植田
君。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 何で回答がないんですか。

○議長（青砥日出夫君） 議案に対する質疑をお願いしましたので。

○議員（13番 真壁 容子君） 国民健康保険税……。

○議長（青砥日出夫君） 議案の内容に対する質疑です。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） その前に私も、少なくとも執行部側が本来きちっと議会にかけな
ければいけないことを専決してきているんですよね。少なくともこういう機会におくればせなが
ら出してきて申しわけないという姿勢で出してこられたと思うんですけれども、それであれば、
議員の質問には答えられる範囲で答えるべきだということ指摘しておきます。

私は、この特定世帯のことについてちょっとお聞きしますが、先ほどの課長の説明でわかった
んですけれども、この間の3月議会等でもこの特定世帯というのは、世帯の中の方が後期高齢者
に行っちゃって、いわゆる世帯割等の負担の問題でしたよね。とすれば、よくわからないのは5
年を経過するまでの間に限りってこう書いてあったんだけど、本来であれば、これは経過がな
くとも分離したのであれば分離された段階があるまで、継続する限りはこういうふうな軽減措置
をとるべきではないかと思うんですよ。言ってること……5年に限りでしょ。今回8年に限りっ
てことになったら、ごめんなさい、私、そうか、家族で負担か。御夫婦で例えば一つのここに入
ってて、1人が後期高齢者に行っちゃって負担が別々にふえたからやりましょうというところ、
そうか、それを8年間認めるんだな。これは5年という期限を区切る方がおかしいのではないか
ということを言いたいのですが、これ国が決めてきてるんですけれどね、現場としてはどうなん
でしょうか。これを例えば5年を経過で、8年で切るというやり方が正しいのかどうかというこ
とですよ、そう思いませんか。そりゃしゃあないでって、10も離れてる夫婦だったら全部払
いなさいってことになっちゃうんか、それおかしいと思うんですよ。本来のあり方として、ど
うして5年で見えて、3年にするには負担を半分に減らしちゃうのかなっていうのがよくわから
んのですが、その辺の考え方が国の方から何か説明がありましたか。

○議長（青砥日出夫君） あったか、ないか。

税務課長、畠稔明君。（サイレン吹鳴）

○税務課長（畠 稔明君） 税務課長でございます。先ほどの5年、3年の8年という、これは例えば25年度5月にそういうことが発生した場合には、今後、結局5年間で2分の1になって、その後また3年間で4分の1になるという、中身については御理解いただけたと思うんですけど、今の国の方からどういう情報が流れてきたかということにつきましては、紙1枚ものといえますか、現在こういうことを、3月の予算決算常任委員会でもちょっとお話をいたしました、その当時現在こういうことが検討されていますと。そして、うちの方に流れてきたのは、今度3月末に税改正がありましたからというところぐらいまでしかございません。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これはこのままほっといちゃったら5年で切れちゃうもんだから、3年延長して半分でも負担軽減しようというのは括弧つきかも知れませんが、改正にはなるから反対はしませんけれども、本来であれば、これを何ら半分にする必要あらへん。当然として分離して、負担が継続する限りは。それとも、もしかしたら政府は後期高齢者やめるつもり、それ大賛成ですね。その声を出していきながらするんだったらわかるんですけども、反対はしません、言っておきますが、本来はきちっと今までの分を、それ以上を継続させるべきなのではないかということをお言います。以上です。ぜひそのことも声に上げていただきたいと、町長、思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正）についてを採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 4 2 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 6、議案第 4 2 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 2 4 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第 4 2 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 2 4 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号））についてでございます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長の方から御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

議案第 4 2 号

平成 2 4 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号）

平成 2 4 年度南部町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 4, 2 0 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 9 9 4, 0 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日 専決 南 部 町 長 坂 本 昭 文

まず、歳出の方から御説明いたします。9 ページの方をお開きください。

2 款 1 項 1 0 目減債基金費でございます。2 億円を補正いたしまして、2 億 1 3 0 万 5, 0 0

0円とするものでございます。これは減債基金への積み立てでございまして、決算見込みにより積み立てを行うものでございます。

15目さくら基金費、838万3,000円を補正いたしまして、1,583万円とするものでございます。これはふるさと納税の方が多く来ましたので、その分を積み立てるものでございます。

16目企画費でございます。1,076万7,000円を減額いたしまして、4億1,717万5,000円とするものでございます。主なものは、定住促進対策事業費294万7,000円の減、住宅用太陽光発電システム設置事業292万円の減、家庭用燃料電池導入促進事業120万円の減、空き家一括借上げ事業370万円の減でございます。いずれも事業の確定により減額をするものでございます。

21目合併事業費でございます。194万3,000円を減額いたしまして、2,275万2,000円とするものでございます。内訳といたしまして、コミュニティバス運行事業として194万3,000円を減額いたしますが、これはまんが王国でコミュニティバスにラッピングをする予定でございましたが、これが取りやめとなった関係で減額するものでございます。

次、3款1項4目高齢者福祉費でございます。1,276万6,000円を減額いたしまして、4億3,414万1,000円とするものでございます。主なものといたしましては、介護保険対策事業、これは広域連合の負担金でございますが、確定したものにより277万円減額するものでございます。あと、ゆうらくの施設整備事業ということで事業が終了いたしましたので、999万6,000円を減額するものでございます。

5款1項5目農業振興費でございます。340万1,000円を減額いたしまして、1億2,315万2,000円とするものでございます。これは公益法人の組織変更の関係で、補助金の額が確定したために減額するものでございます。

それから、2目の林業振興費でございます。642万円を減額いたしまして、4,969万7,000円とするものでございます。主なものといたしましては、有害鳥獣駆除事業189万8,000円の減、森林施業計画認定事業40万2,000円の減、竹林整備事業109万5,000円の減、被害松林等樹種転換促進事業302万5,000円で、いずれも事業完了による減額でございます。

7款2項3目道路維持費でございます。449万8,000円を減額いたしまして、5,233万7,000円とするものでございます。これは除雪費の費用が少なく済みましたので、この分を減額するものでございます。

8款1項1目非常備消防費でございます。164万6,000円を増額いたしまして、3,497万2,000円とするものでございます。これは消防団員の退職がありました関係で、退職報償金を支払うために増額するものでございます。

はぐっていただきまして11ページ、予備費でございます。これにつきましては減債基金の方を積み立ておる関係で、端数調整をここでさせていただきました。602万7,000円を減額いたしまして、1,417万8,000円とするものでございます。

7ページの方にお戻りください。歳入の方を御説明いたします。

まず、1款1項2目法人町民税でございます。これは額が確定いたしました関係で、1,460万9,000円を増額いたしまして、4,947万1,000円とするものでございます。

1款4項1目町たばこ税でございますが、これも額が確定しました関係で、273万7,000円を増額いたしまして、5,401万円とするものでございます。

10款1項1目地方交付税でございます。3億4,848万4,000円を増額いたしまして、35億7,933万3,000円とするものでございます。これは特別交付税の方が確定いたしましたので、この分を増額させていただくものでございます。

14款2項4目教育費国庫補助金でございます。204万円を減額いたしまして、1,012万8,000円とするものでございます。これは南部中学校のバリアフリー事業の関係で補助金の額が確定した関係で、減額をさせていただくものでございます。

15款2項1目総務費県補助金でございます。49万4,000円を減額いたしまして、8,972万4,000円とするものでございます。主なものといたしましては、市町村交付金の方が218万8,000円の増額、太陽光の発電システムの導入促進費用の補助金の方が208万2,000円の減額でございます。

4目の農林水産業費の県補助金ですが、617万円を減額いたしまして、1億3,543万4,000円とするものでございます。これは先ほど事業説明いたしましたが、事業の確定によりまして減額するものでございます。

それからちょっと1つ飛ばしまして、消防費の県補助金ですが、287万6,000円を増額いたしまして、287万6,000円とするものでございます。これは県の防災・危機管理対策交付金ということで額が確定いたしましたので、この分を増額させていただくものでございます。

次ページの8ページでございますが、17款1項2目ががんばれふるさと寄附金でございます。ふるさと寄附金の方が大幅にふえました関係で、この分を増額補正させていただくものでございます。838万3,000円を増額いたしまして、1,138万3,000円とするものでござ

います。

18款1項2目減債基金繰入金でございます。2億1,000万円を減額いたしまして、ゼロとするものでございます。これは繰り入れの必要がなくなりましたので、減額させていただくものでございます。

20款5項4目雑入でございます。444万3,000円を増額いたしまして、1億166万3,000円とするものでございます。主なものといたしましては、消防団員の退職報償金164万6,000円の増額、新市町村振興宝くじの交付金が157万9,000円、それからCATVの施設移転補償金が133万8,000円等がございます。

あと、21款1項4目教育債でございます。220万円を増額いたしまして、4,570万円とするものでございます。先ほど南部中学校のバリアフリー化事業で国庫補助金が減額になりました関係で、その分を起債の方であてがうものでございます。

5ページの方にお戻りください。地方債の補正でございます。第3表、南部中学校バリアフリー化改修事業債ということで、現在限度額が4,350万円を220万円増額させていただきまして4,570万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上の方で説明は終わりますので、よろしく御審議の方をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑ありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今回の補正は、歳入の方では地方交付税交付金が2億円増額になって、それから減債基金を一般会計に繰り入れようとしていたものをまた減債基金にもとに戻すと、基金が4億円ぐらいい積み上がったということになると思います。それで、一方、政策的には空き家一括借上げ事業とか、さまざまな政策が予算を消化できずに終わっているというのが今回の補正の特徴だと思うんですけども、私が一番お聞きしたいのは、この政策経費が未消化に終わったということについて、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。政策経費が未消化分については、これは申しわけないなという思いでございますが、用地交渉などは相手がありますし、交渉事は相手があるというようなこともありますし、それから国の政権がかわったというようなこともあって政策が大きく動く時期でありまして、そういう面については若干足踏みをして、より有利なものに対応した方がいいというようなこともあるのではないかとこのように思っております。基本的には多くの

事業未消化というようなことについては、これは申しわけないということですが、先ほど申し上げたような事情も一部ではあるだろうというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、政策が住民の要求ときちんとマッチしてないという、ミスマッチが起きているのではないかというふうに思うんですね。もし要望があれば、きちんとそれは使われていきますよ、大事な予算ですから。そのところを、今回の教訓を本当に生かして住民から望まれる政策立案というのを私たちも考えたいと思いますけども、本当に予算の残の状況を真摯に受けとめなければならないと思いますが、その点、再度よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 基本的には住民の要望に沿ったもので施策を積み上げて、それを予算化して遂行しておるという基本線だというように認識をいたしております。

それから、仮に要望がなくても、国政とか県政の中での方向に沿った施策ということもあるのではないかというように思います。これはいわゆる国政、県政のレベルに合わせていくというような考え方であります。言いわけしてみてもこれはどうしようもありませんけれども、すべてが要望どおりにしておればうまくいくというようなことではないだろうと思います。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） ちょっと1点だけお聞きしたい。ほとんどがこの補正予算はもうこれが本年度の事業決定で決算のようなもんですが、事業説明書の中の資料の6ページで、今、植田議員が言いました空き家一括借上げ事業、提案理由の説明が書いてあります。空き家所有者との協議に時間がかかり、契約まで至らなかったということで、この施策は南部町でも人口が減る中で大事な事業だったと思いますけど、どのような問題がこういうことで相手方との協議が難航したというか、事例でもあれば教えていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 企画戦略室長、大塚壮君。

○企画戦略室長（大塚 壮君） 企画戦略室長の犬塚でございます。具体的なところを申し上げますと、町が10年間借り上げるといった説明にも時間がかかりますし、実際貸し出される方の合意形成といいますか、その辺のことに時間も要したということもあります。加えまして、その合意形成がない限り、契約ができませんもんで、その後のリフォームにも支障を来しておるということでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） この施策は、私はずっとこの市町村も空き家対策というのは大き

なポイントを置いております。今、言った説明にも時間がかかった、そういうリフォームはできませんわね。今後は、これもほんなら続けられるか、それともまた別な視点でこういう定住対策をされるのか、施策として一つお聞きしたい。

○議長（青砥日出夫君） 企画戦略室長、大塚壮君。

○企画戦略室長（大塚 壮君） 企画戦略室長、大塚です。25年度にもう予算化をしてございまして、25年度予算で既に1件契約をいただいておりますし、このたびリフォームにも発注する予定になっております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きします。予算書の7ページと、それから8ページに関連するんですけども、いわゆる国庫支出金の中で、南部中学校のバリアフリーで減額になっておりますね、補助額が。その分を不足になったからと思いますけども、8ページで今度起債が上がってますね、教育債で。これ、何でこうなったんでしょうか。恐らく学校の整備については、補助率というものは決まっておって、それでいわゆる見積もりというんですか、積算で出された分だったと思うんです。工事が最初の予定価格より減ったのであれば、当然補助率も減ると思うんですけども、しかし、減った分が起債で起こってるということは、つまり、補助率の計算が違ってたということですか。それとも、国の方がこの補助率を途中で変えたということなんですか。その点についてお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。3月補正で一応、事業費の方がある程度確定をしておりましたので、補正の方はさせていただいたわけですが、交付金の額の確定は3月14日付で国から最終的にはおりてまいりました。結果としては、3月補正に交付金の額自体が2月の県の検査を受けておりますけども、それに基づいて歳入側を予算を計上させていただいているということで、実際に国からの額の確定がありましたのは3月14日付で……（「いやいや、補助率が変わった」と呼ぶ者あり）補助率は一応、その3分の1というものは、補助率というのは決まっておるんですけども、最終的に国の額の確定をいただいたときに対象外と対象になる工事部分が町の方で見込んでいたものと多少違っていたと、結果としてですね。事業費自体が違ってまいりますんで、その3分の1という金額がこういう200万の減額としてあらわれてきたということでもあります。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ちょっと確認します。つまり、当初一つの工事があったんだけれ

ども、その工事の中の100%が補助対象にならなくて、工事の中の何割かがその補助対象からなかったんだと、該当しなかったんでその分、いわゆる補助金が減ったんでその分を起債で補って、当初の計画しておった事業を完了したいということで、要約すればそういうことだったんですか。

○議長（青砥日出夫君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） そういうことになります。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点目、事業別説明資料、まず1ページ、特別交付税が2億円増額になっています。予定より多く入ったため、基金の積み立てを行いたいと言っているんですけども、2億円が特交でふえた理由をどのように町では考えているのですか。これはよくわからんじゃなくって、当初していて2億円がふえた内容は何だというふうに見ているかということですね。

次が、先ほどの空き家一括借上げ事業の6ページ、これは先ほど説明に時間がかかって合意形成に至らなかったと。大事なのは、せっかく取り組んで、どういうところに課題があるというふうに見ているのかという点ですね。この空き家一括借上げ事業が25年度では1件契約できましたよって言うんですけども、今の段階で昨年度と比べて、いろいろ経験して、合意形成がなかなか難しいというのは受けてくれる側の問題だと思うんですけど、どういうことを問題にすることが多いのかということをお教えください。

それから次、9ページのゆうらく施設整備事業、これが当初予算が5,352万に対しての補正額999万6,000円ですね、約2割減ですけども、これについて当初の説明では、緊急性の alta か低い、こうあったんですけども、5月26日の天皇がゆうらくを訪問なさるところからの改修だということは住民が理解していいか悪いか別として、そういうふうにとっています。そういう説明がありました。その際に、こういうお金というのは全額町費から出したんですけども、この根拠について例えば植樹祭関連とか天皇が来られるときの費用等について、国から交付税算入されるようなことがあるのかと言ったら、7割来るといのが議会で言われてたんですけども、私の記憶ではこのことも含めて聞いていたんですけども、この件に対してそういう交付税措置なんか考えられるのかという点ですね。

それと、当初から見て、金額から見てそうなんですけども、この落札率をどう見ているかという問題。なぜ聞くかと申しますと、これは特に町の職員と町が一緒になって予算を見積もりしていました。ですね。だから、この落札率についてどう見解持つかというのをお聞きいたします。

それから、もう1点は、13ページと14ページ、産業課関係なんですけども、3月議会で予算等を審査させてもらった折に前年度の事業ともあるんですけども、産業課関係の仕事ってなかなか大変だって感じしたんですよ。いわゆる土地を持った方とかがあつての事情とかあるんですけども、しかしながら、この2つの事業を見る限りは、やっぱり補正前の予算額に対して今回の補正額というのは大きいので、事業の確定だけではなくて、事業が進捗しなかった理由は何かという説明が要ると思いますので、説明を願いたいということです。よろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。真壁議員の質問にお答えします。

交付税の関係でございますが、3億4,000万ほど特交が増額になっております。ただ、年度を比較してみますと、例えば平成23年度は5億1,584万7,000円、平成24年度は5億4,848万円ということで、24年度と23を比較しますと3,263万3,000円の増でございます。ですから、積み立てる分の2億円がふえたという感じではなくて、最初は特別交付税については幾ら来るか確定してませんので、かなり少な目に例年、当初予算見積もっておりますので、その分でこの差額をさせていただいたと。言いかえれば、この分が財源としてほかに当初の予算どおり使われていけば、この部分が余りになってきますので、その分を積み立てさせていただいたということでございます。その3,200万の主なものがふえたところは、一例挙げますと、生活保護の関係ですとか福祉事務所の設置に係る費用とかというもの、あと集落対策で、協議会の方で今まで8名分の分を組んでおりましたが、この分が14名になった関係でふえたとかいうことですね、そういうところがあります。

それから、ゆうらくの補助金の関係で交付税措置があるかという話でございますが、これは3月議会でもお答えをさせていただいておりますけども、確定ではございませんが、そういう費用は見るということがありますので、出していこうと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。竹林整備と、それと被害松林等の樹種転換の促進事業でございますけれども、なかなか事業が進捗をしないのではないかという御質問でございます。

当初予定をしておりました竹林整備については森林等の整備等がなされる、なかなか環境面にも影響を与えるということで、広く住民の皆さんには竹林の整備をお願いをしたわけでございますが、結果的には約0.7ヘクタールの整備に終わったということでもあります。本人の方々の費用負担15%ということもございまして、なかなか竹林の方の整備に拍車がかからないというような現

状がありますが、ぜひ竹林整備の方を進めて、タケノコの生産、あるいは竹林の利用、景観竹林、そういったものをふやしていきたいというふうに思っております。

それから、被害松林の樹種転換の促進事業でございますが、これも約10ヘクタールを想定をいたしております。結果的には、5.25ヘクタールの樹種転換に終わったわけでございますが、これもクヌギとかそういった里山の形成、こういったものを目指して住民の皆さん方にもぜひそういった樹種転換の方をお願いしておる事業でございます。当初予算の目的を達成できるように、これも広く募集をし、住民の皆さんに浸透を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。ゆうらくの落札率をどう見るかということにお答えいたします。入札は手順どおり行いまして、制限価格内で落札されましたので、問題ないというふうに認識しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。空き家の一括借上げ事業でございますが、これは現時点では特に問題点とかというのは感じておりません。この事業、昨年の12月補正で、新規で計上したということもございまして、今年度1件ですが、実績もあるということです。引き続きいろんな工事の方と調整を進めていければ実績が上がってくるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 特別交付税は前年度とそう変わらないというふうに解釈していいわけですね。

次、9ページのゆうらくの施設整備事業が、これは該当なのではないかというふうにおっしゃったんですけれども、初めての例だから聞くんですけれども、例えば植樹祭等は県がするんですけれども、植樹祭の会場となる南部町では植樹祭をするに当たって、どれぐらいのお金をかけたのかということ。例えばどんなことしたのかということも含めて出さないことには、どんな交付税か補助金があるのかどうか知りませんが、お金は来ませんよね。とすれば、今回のゆうらく施設の経年劣化に伴う修繕を行うことが7割の交付税措置をされるという根拠になる理由というのは何なんですか。例えばこれは3月にも宮内庁が来られたんですか。どこでも来る前には下見をして、どこそこの改修等が必要ではないかと彼らが言うからお金が出るわけでしょう。違うんですか。自分たちが来られるので、きれいに直しましたのでお金をくださいではないですよ。と

いうことになれば、私は県からかどこからか知りませんが、そういうふうにどれぐらいの金がかかるのかということ予算見積もりとして上げたのかということですね。そのようなやりとりがあったのか。そうでなければ、来るという確信を持ってあなた方、議会でしゃべれないでしょう。どういう根拠があって国から金が来ると言っているのかというのを知りたいんですよ。

それと、例えばここを直してほしいというのは、指摘事項があったのかということも含めて。これは公金を使っていく問題ですから、国費であろうと県費であろうと町費であろうと関係ありませんので、どういうところからの改善とかそういうことがあって直したのか、それとも自主的に直したことがきちっと交付税と見られるのか、この解釈です。どうですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。交付税でこれが確実に見られるかという話になりますと、現在確実とは言い切れません。今年度事業、今年度の分を交付税の中で特殊財政事情ということで出してる分もあるわけでございますけども、これに対して幾ら来てるかという話は、どの分が結局なってるかとかわかりませんから、この分について幾らということはちょっと言い切れないところがあります。ただ、当然ことしの5月にあるわけでございますので、ほかのことも含めて前回出していたものについての出す分もございますから、これは出していかないけんと思っております。根拠といいますか、見ることがあるというのは過去の例からいって、そういうところが見られてるところでございますので、出せばその分だけにある程度のものは来るであろうということだと思っております、幾ら来るということは今、確定できるものではございません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これ、専決なんですけれども、反対をいたします。

大きな理由は、この説明資料の9ページにありますゆうらくの施設整備事業なんです。補正予算で5,000万というのを900万返すからええやないかという意見が賛成討論だと思いますが、そういう問題ではない。今回のゆうらくの施設の改修が本当にこの規模で必要だったのかどうかという点についてから見た場合、私は先ほど言ったように、この提案なされたときは、

天皇が訪問されるのでできたら直したいということで、ついては7割のお金があると、こういうふうにおっしゃったんですね。例えば今回お泊まりになられる施設等についても大改修がなされていると聞いています。そういうところは、もう恐らくどっかからお金来るんだろうかということは住民の中でもお話しているわけですね。少なくとも町が予算を組んでそれを理由に、というか、ここには理由に書いておりませんが、そういう背景のもとでなさっている以上は、例えばこの財政の根拠等も説明が当然要るべきだというふうに思います。それから、見に行かせていただきました、3月議会で。本当に緊急を要するということはどこなのかという点ですね。なるほど、建物が9年たっていたらゆがんでいるところもあるんですけども、それほど町費をかけて緊急にしなきゃならないというような問題ではないというふうに私たちは見てきたところです。そういう点から含めたら、たとえ国費を使おうが県費を使おうが国民の税金でなさっていることですから、このような天皇が来られて、これは視察ではありません。訪問するところにも本当にお金が出るのかどうか、このことは町の予算通っているものですから、きちっと説明が計上の上にあるべきだという点です。

それと、2つ目には、このゆうらくの施設改修については、こういうふうに来町問題もありましたけれども、いわゆる無償譲渡大前提の公費での改修だという点を指摘し、批判して、反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） これは24年度の専決の補正予算でございますが、ほとんどこれによって24年度一般会計が確定いたします、そういう内容でございますが、中身見ましたら、減債基金を使って事業をやるというのもあったんですが、それを使わなくてもよかったと。そのような内容で、ことしの24年度事業も会計もプラスになるんじゃないか、その中で特化したのはふるさと納税がすごく伸びております。そのようなことも考え合わせましても、今回の補正、専決ですけども、承認すべきじゃないかと思っております。

ゆうらくの件についてだけ反対されましたけども、これは天皇の問題ではなかったです。この辺をはっきりしておかないけないと思いますけども、経年劣化もんもありまして、今のうちに直した方が安いということでもあります。それがたまたま天皇の訪問と重なっただけでございますが、これが今の特交の交付税に絡まれば、それは願ったりかなったりでございます。そういう問題でございましたので、これについての補正についての予算については、不承認するわけではなく、承認するべきものと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 私もこの補正予算に対して反対をいたします。

理由は、先ほど真壁議員が述べられたゆうらくの改修補正ですけれども、無償譲渡を前提にしております。私、3 月議会のときにあの施設を見学させてもらいまして、外から見るとまことに美しい優美な景観ですね。京都の数奇屋風な高級旅館かと見間違ふような外観で、中もそうでした。私、今回改修されるのに、町の建築の専門の技師がそういう立場で、どういう改修するのか、改修計画立てたと思うんですけども、外回りのウッドデッキが G L から 3 0 0 ぐらいな高さに設置してあるんですよ。それで、多分材質は洋桜だと思いましたが、そう簡単に腐食するような木ではないんです。それが 1 0 年もたたぬうちにぼろぼろになっているんですね。これは私の意見は、設計ミスだと思います。それから、もう一つは、屋根に樋がない設計になってまして、そこから雨だれがばたばた落ちておりまして、中から見える鉄の階段をさびだらけにしております。まことにこの樋はないのはスカッとしてきれいに見えるんですけども……。

○議長（青砥日出夫君） あとどれぐらい。

○議員（5 番 植田 均君） いや、そういういろいろな問題があるんですよ。これをきちんと当初の設計は外観重視でやられたかもしれませんが、私はこの山陰の気候風土を十分御理解された設計ではないんじゃないかというふうに思ったんですね。私は、これをゆうらくに無償譲渡していくことそのものが本当に問題だと思っておりまして、これからは町が責任持って所有をし、設計の悪いところは直して改善するということを町が責任持つべきだと私は思います。そういうことから反対をいたします。（「よし、よし」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第 4 2 号、専決処分承認を求めることについてを採決いたします。

議案第 4 2 号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第 7 議案第 4 3 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 7、議案第 4 3 号、平成 2 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。

議案第43号

平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度南部町の太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ594,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年5月15日

南部町長 坂本 昭文

平成25年5月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

資料を3枚ほどおはぐりいただきまして、4ページで御説明を申し上げたいと思います。

まず、1の総括でございますが、歳入歳出補正予算の事項別明細書でございます。2の諸収入でございますが、補正前の額2,385万円を補正額マイナスの2,835万円の減額とします。

それから、3の町債でございますが、補正前が5億670万の補正額を3,270万の増額補正をといたします。歳入合計が、補正額が435万円の増額ということでございます。

次に、歳出の合計でございますが、まず1の総務費でございますが、補正額は2,087万円の増額ということでございます。

それから、2の公債費でございますが、補正額は74万円の減額ということでございます。

それから、予備費、これは補正前に1,585万4,000円積んでおりましたが、補正額は1,578万円の減額ということで、合計補正額としましては435万円の増額というものでございます。

それでは、まず中身の方ですが、おはぐりいただきまして、歳出の方から御説明を申し上げ

たいと思います。

6 ページでございますが、まず総務費の総務管理費でございますが、補正前の額が 8 8 3 万円でございますが、補正額が 7 8 3 万円の減額でございます。これは今年度維持管理費が不用となるということで減額をするものでございまして、その内訳が需用費が△ 6 3 万円、役務費が△ 3 0 0 万円、委託料が△ 4 2 0 万円というものでございます。

それから、1 の総務費の 2 の施設費、1 太陽光発電施設建設費でございますが、これが増額でございますが、中国電力への今年度の工事の負担金でございまして 2, 8 7 0 万円の増額というものでございます。

それから、2 の公債費でございますが、これは 1 の利子でございますが、補正前の額は 1 2 4 万円予算計上しておりましたが、補正額は△ 7 4 万円でございます。これは地方債の償還金利子、これが 1 年先送りになりましたので、これを減額補正するものでございます。

それから、3 の予備費でございますが、当初補正前の額は 1, 5 8 5 万 4, 0 0 0 円計上してございましたが、これが今回吐き出すということで△の 1, 5 7 8 万円の減額というものでございます。

お戻りいただきまして、歳入の方の御説明を申し上げたいと思います。

資料でいきますと 5 ページのところでございます。繰り返しになりますが、今回は諸収入の 1 の売電収入、これが今年度売電収入ができなくなったということでございまして、補正前の額の 2, 8 3 5 万円を全額ゼロ補正ということにさせていただきたいと思います。

それから、あと電気事業債でございますが、これが中国電力への工事の負担金です。それと、先ほど申し上げました売電収入がなくなりました結果、当初、補正前の額は 5 億 6 7 0 万円計上しておりましたが、今回補正額として 3, 2 7 0 万円の増額補正ということでございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 質疑はありませんか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 1 点だけ、中国電力への売電単価です。これまでも議会の本会議場で、3 月末には中国電力から回答があつて、4 2 円の買い取り価格を確保するというを前提に話が進んできたんです。はっきりと中電の責任者とその点が確認できているのか、再度よろしく御説明をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。中電とは昨年度来、向こうの責

任者と言われる方と議論を重ねてまいりまして、私どもではできる限りのことをさせていただいております。昨年来、検討の申請書を提出させていただきまして、それから年度末には連携検討も申し込んでおるということで中電さんの方にその回答がないので、3月末までには行えない見込みだということで救済措置といいたいでしょうか、継続してこの案件を検討していただけるというような救済の申し込みも中電の方にも出しておりますので、その単価のことについては、これは中電からの話によると工事費の負担ですか、これの入金がないと確定はしないという話をいただいておりますが、そのような手続を踏んでおりますので、町としては42円、これについてはそのとおりになるということで考えていきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） その点です。そういうふうにやりたいと思っているということなんですけれども、これは計画の説明があった段階では42円で進んでいるんです。それで、今後何十年間の採算見積もりもしているわけですよね。これが42円じゃなく38円になっちゃったら、そしたらやめるんですか。どう説明なさいますか、そこなんです。今、町がこの計画をどういう立場に立っているかっていったら、そういうところではないかと思うんです。私たちはそういう考えをしています。その点について、町長、どうお考えですか。端的に、これが42円で買い取ってくれなかった場合、どうするのか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。非常に難しい質問でございまして、なかなか簡単には答えられませんが、要は工事負担金というものを払い込まなければはつきりせんと、42円。それで、町の方では中電が救済措置というのを、さっき課長が言いましたけれども、設けておりまして、これ3月の初旬に回答すると言っておったのがずっと延びているわけですから、これは私どもの責任ではなくて中電の責任だと思っております、遅くなったのは。したがって、42円でやっていただけたらと、このように思っております。

真壁議員の御質問は、もし38円になったらどうするのということですから、これもまず工事補償金ですか、これを払わんとそのことがはつきりせんということですから、今のこの時点ではつきり申し上げられないわけでありまして。本予算を可決いただきまして負担金を払い込み、そして、その結果、救済措置も発行して42円で買い取っていただけるということを願っておるわけです。万一、38円というようなことだということになれば、これはもう一遍早急に議会の方とも相談して対応せんといけんというように思っております。今のところはそういうぐあいに考えずに、42円ということで進めているわけでありまして。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 全協でも指摘させていただいたんですけど、本会議で再度お聞きしたいのは、町長、やはり11月段階と3月段階との説明が執行部側で違ってきているんですよ、その認識ありますか。42円で間違いない、3月までに回答が来る、こういうのが議会での正式な答弁なんです。私たち正直言って、今ちゅうちょしているんですよ。3月議会で高額な多額の費用を要しての太陽光発電について特別会計を組んで、これは環境問題や住民の利益にとってもいいのではないかということなんですけれども、その42円の確証ですよ、自分らの責任じゃないと言いましてもやる側は町なんです、それでは住民に通用しないわけなんです。私は、町長、であれば、やはり正確な情報を議会と住民に出していくんだと。それがなければ、仮に今までと計算が違ったり負担が生じて、住民が協力していくんだという住民の理解が得られないと思うんですけど、その点どうなんでしょうか。仮に相手は中電だから仕方がないだろうではなくて、中電がこう言っていることも含めて住民に提供していきながら、この施策については進めるべきかどうかということを住民とともに考えるしかないと思うんですよ。そういう点でいえば、住民と議会にきちっと情報提供すると、あいまいがどうのって言いますが、少なくとも中電から言ってきたのは文書にしろ口頭にしろ、中電が言っていることなんです。そのことを出して、中電としてはこうなだけれど、自分たちとしては42円で行きたいということで、その姿勢を貫きたいというふうに説明するとか、そういうふうな説明方でなければ住民に通用しないと思いませんか。いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。情報の扱いについてはいろいろ考え方があろうと思います。うそを言うてはいけませんし、正確な情報を出すというのが私ども執行部の立場であります。したがって、いわゆる無責任なお話といいたいまいしょうか、そういうことをもって議会に御相談する、あるいは町民の皆さんにお話をするというような考え方は持っておりません。やっぱり公式な責任のある情報というものを提供していきたいというように思っております。

それと、あなたは言っていたのではないかということをおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりに42円ということをおっしゃいました。しかし、これは私どもの力の及ばぬところで、いわゆる3月上旬に、中旬といえは10日ごろまでだというぐあいには私は思っておりますけれども、議会が始まるまでには報告ができるということを聞いておりましたが、立て込んだのでしょうか、中電への申請が随分おくれて議会が終わってからそういうことを言ってきたということでありまして、これはいかんともしがたいわけなんですけれども、抗議をしております。抗議もした

ために救済措置というようなものも中電自身が考えて、南部町はその救済措置を申し込んでおるということでございます。したがって、42円でやっていただけるものと、私は現段階では考えているところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第43号、平成25年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第43号は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） わかりました。異議があるんですね。

議案第43号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（青砥日出夫君） 以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、第3回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成25年第3回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

午後0時32分閉会
